

平成15年6月27日

株 主 各 位

大阪府高槻市栄町1丁目23番1号

**株式会社 音 通**

代表取締役社長 岡村 邦彦

### 第23期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第23期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

**報告事項** 第23期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書報告の件  
本件は、その内容について報告いたしました。

#### 決議事項

**第1号議案** 第23期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件  
本件は、原案どおり承認可決され、第23期利益配当金は1株につき5円と決定されました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。その変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第2章 株 式 (名義書換代理人) 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	第2章 株 式 (名義書換代理人) 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿</u> は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、株券喪失登録の</u> 手続き等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

変 更 前	変 更 後
<p>第3章 株 主 総 会 (決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 (決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>

### 第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、商法第210条の規定に基づき、当社普通株式300,000株、取得価額の総額2億円を限度として取得することといたしました。

### 第4号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

本件は、原案どおり承認可決され、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員および業務委託取引先会社の役員に対してストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することといたしました。

### 第5号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、岡村邦彦、仲川 進、吉田雄二、小林 護、藤本佳男、伊澤三男、山村洋一の7氏が再選され、新たに林伸昭、日比谷 真の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第6号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、松下實人、石丸哲朗の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

平成15年6月27日現在の当社役員は、下記のとおりとなりましたのでご報告申し上げます。

記

代表取締役社長	岡	村	邦	彦
代表取締役副社長	仲	川		進
代表取締役副社長	吉	田	雄	二
専務取締役	小	林		護
取締役	藤	本	佳	男
取締役	伊	澤	三	男
取締役	山	村	洋	一
取締役	林		伸	昭
取締役	日	比	谷	真
監査役(常勤)	松	下	實	人
監査役	平	井	英	孝
監査役	石	丸	哲	朗

以上

(お知らせ)

### **株式会社名義書換代理人の変更について**

当社では、かねてより株式に関し住友信託銀行株式会社に名義書換代理人を委託してまいりましたが、このたび諸般の事情により平成15年6月28日よりみずほ信託銀行株式会社へ委託することとなりました。

### **利益配当金のお支払いについて**

第23期利益配当金のお支払いについて、従来より「配当金領収証」によりお支払いしてまいりましたが、当期より株主様のご便宜を図るため「郵便振替支払通知書」によるお支払いに変更させていただきました。払渡期間内（平成15年6月30日から平成15年7月31日）にお近くの郵便局でお受け取りくださいますようお願い申しあげます。

また、既に銀行振込をご指定の株主様には「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認くださいようお願い申しあげます。

### **株券失効制度創設のご案内**

昨年、「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が成立し、本年4月1日より、従来の公示催告、除権判決制度に代り、株券失効制度がスタートし、株券を喪失した場合の手続きが大幅に変更されております。なお、株券を喪失した場合の喪失登録申請手続きは、当社名義書換代理人に対して行っていただくこととなります。

### **決算公告のホームページのご案内**

当社の決算公告は、今期より定款紙（日本経済新聞）に代えて、当社ホームページ（<http://www.ontsu.co.jp/>）に掲載することといたしました。